

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年5月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	つくばみらい市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/sp/page/page002316.html

執行機関名 つくばみらい市長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		つくばみらい市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 1の項 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和40年法律第141号)	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第60号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例(平成18年条例第60号) つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例施行規則(平成18年規則第45号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 号	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例第4条第5項及び第6項 つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例施行規則第3条及び第4条
②事務の内容	母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例第4条第5項及び第6項に規定する、 妊産婦の医療福祉費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 39 条 項 3 号	つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例第5条、つくばみらい市医療福祉費 支給に関する条例施行規則第3条第2項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		